

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年九月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年五月二十六日奈良県指令建第一〇〇一一九号

平成三十年三月二十二日奈良県指令建第一〇〇一一九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日建第九二五二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日建第五四七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字弁財天三一七（二、三工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷五八三番地一

広陵町長 山村吉由

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 北葛城郡広陵町大字弁財天三一七の一部（二、三工区）

一 許可番号

平成三十年六月十九日奈良県指令建第一〇二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日建第九二五三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日建第五四八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市南道穂二一番一、二一番二、二一番三及び二一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北道穂二四六番地一

前田裕司

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 葛城市南道穂二一番一の一部、二一番二の一部、二一番三及び二一番五の  
一部

下水道 葛城市南道穂二一番一、二一番二、二一番三及び二一番五の各一部  
水路 葛城市南道穂二一番二の一部

一 許可番号

平成三十年二月十五日奈良県指令建第一〇〇一一九〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日建第九二五四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市醍醐町三四七番一、三四八番五及び三四八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市杉ヶ町三〇番地

奈良トヨタ自動車株式会社 代表取締役 菊池攻

一 許可番号

平成三十年六月二十六日奈良県指令建第一〇二一二十九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月三十日建第九二五五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月三十日建第五四八一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市西辻一一九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字小林三〇八番地の一

植田好秀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市西辻一一九番一の一部

一 許可番号

平成三十年五月二十二日奈良県指令建第一〇二―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月三十日建第九二五六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月三十日建第五四八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市林堂三三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市大正区千島三丁目一〇番二〇号

株式会社誠和 代表取締役 斉藤正実

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市林堂三三番一の一部

下水道 葛城市林堂三三番一の一部

一 許可番号

平成三十年五月十一日奈良県指令建第一〇〇―二五六号

平成三十年八月九日奈良県指令建第一〇〇―二五六―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月三十一日建第九二五七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月三十一日建第五四八三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八〇四番一、一八〇四番八、一八〇四番九、一

八〇四番一〇、一八〇四番一一、一八〇四番一二、一八〇四番一三、一八〇四番一四、

一八〇四番一五、一八〇四番一六、一八〇四番一七、一八〇四番一八、一八〇四番一

九、一八〇四番二〇、一八〇四番二一、一八〇四番二四及び一八〇六番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷六七七番地一

ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八〇四番一、一八〇四番一四及び一八〇

六番八

水路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八〇四番二四